

## 兵庫県規制改革推進会議設置要綱

### (設置)

第1条 県及び市町が条例等で独自に設けている規制等が、社会構造や経済情勢の変化に対応できておらず、地域活性化の支障となっている事例を掘り起こし、当該規制等のあり方について有識者等による協議・検証を行うため、兵庫県規制改革推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 規制等のあり方に関すること。
- (2) その他規制改革の推進に関すること。

### (組織)

第3条 推進会議は、別表1に掲げる委員をもって組織する。

2 推進会議は、委員が必要と認める者をもって、懸案となった事案を検討するためワーキンググループを設置することができる。

### (委員長)

第4条 委員長は、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

### (オブザーバー)

第5条 推進会議に、別表2に掲げるオブザーバーを置く。

2 オブザーバーは、推進会議の求めに応じて会議に出席し、意見を述べることができる。

### (専門委員)

第6条 推進会議に、特別の事項を協議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験等を有する者その他委員長が必要と認める者を、推進会議に諮った上で、委員長が任命する。

### (会議)

第7条 推進会議は、委員長が招集する。ただし、第1回の会議の招集については、企画部長が招集する。

- 2 委員は都合により会議を欠席する場合は、代理の者を出席させることができることとし、代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 3 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を推進会議に出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。

- 4 委員長が必要と認めるときは、議事の概要等を記載した書面を各委員に持ち回り又は送付し、意見を求めることにより、推進会議の開催とすることができる。

#### (謝金)

第8条 委員、第3条第2項に定めるワーキンググループメンバー、第6条及び第7条第3項に定める者が、推進会議及び推進会議に係る職務に従事したときは、別に定めるところにより謝金を支給する。

- 2 第7条第2項の規定に基づき代理人が推進会議及び推進会議に係る職務に従事したときは、代理人に対して委員本人と同額の謝金を支給する。

#### (旅費)

第9条 委員、オブザーバー、第3条第2項に定めるワーキンググループメンバー、第6条及び第7条第3項に定める者が、推進会議及び推進会議に係る職務のために旅行したときは、兵庫県職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定により旅費を支給する。

- 2 第7条第2項の規定に基づき代理人が会議の職務を行うため、推進会議及び推進会議に係る職務のために旅行したときは、代理人に対して、旅費を支給する。

#### (事務局)

第10条 推進会議の事務局は、企画部広域調整課に置く。

- 2 推進会議の庶務は、事務局において処理する。

#### (その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年8月18日から施行する。

##### (要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

#### 附 則（令和7年10月1日改正）

##### (施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

#### 附 則（令和8年2月2日改正）

##### (施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年2月2日から施行する。

別表1（第3条関係）

氏名	所属・役職
岸 敏幸	兵庫県経営者協会専務理事
中後 和子	学校法人和弘学園理事長・明舞幼稚園長 公益財団法人兵庫県青少年本部評議員
中川 丈久	神戸大学大学院法学研究科教授
長谷川 尚吾	日本労働組合総連合会兵庫県連合会事務局長
馬場 美智子	兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科教授
三宅 康成	兵庫県立大学環境人間学部教授

（五十音順）

別表2（第5条関係）

氏名	所属・役職
酒井 隆明	兵庫県市長会会長
山名 宗悟	兵庫県町村会会長

## 委員の謝金（第8条関係）

「兵庫県規制改革推進会議」は、幅広い専門的知見を有する有識者による提言を得るための会議であることから、委員の謝金については、「委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例」に定める審議会等の委員の報酬の額に準ずるのが妥当である。

よって、委員に対して支給する謝金の額は、下表のとおりとする。

委員の区分	謝金の額
委員長	日額 15,700円
委員 (第3条第2項に定めるワーキンググループメンバー、第6条及び第7条第3項に定める者を含む)	日額 12,600円